

# 都市林保全運動の展開過程と市民組織の形態 —鎌倉広町緑地を事例として—

○平原 俊・土屋 俊幸（東農工大院農）

## はじめに

都市林とは、元々はドイツ語の Stadtwald を邦訳した言葉であり、原義では生産目的の市有財産林を指している。しかし、日本においては、都市環境保全等の公益的な諸機能が重視されており（高橋，1972），1970年代以降国内で都市林が注目されてきた背景には、都市環境の破壊や都市住民の自然に対する欲求の拡大等が挙げられる。1993年に都市公園種別に都市林が加えられたことは安定的な保全という意味で大きな成果だといえるが、公園緑地政策の現代的な課題の一つには維持管理における市民参加の促進があり、都市林においても市民主体の維持管理の手法について検討していくことが必要だと考えられる。

## 研究目的と調査方法

本研究では、都市林における市民主体の維持管理を促進する要因についての考察を目的とし、自然資源管理における市民参加論には紛争等の運動分析が重要であるとの指摘（土屋，1999）から、都市林における開発反対運動から維持管理活動までの一連の運動、および運動体として機能した市民組織の形態について分析を行った。本研究の調査対象としては、1970年代に発生した開発反対運動を経て、2015年度の都市林開園を目指している鎌倉広町緑地（神奈川県鎌倉市）における一連の運動を取り上げ、2011年8月から2012年11月にかけて、市民11名、行政担当者2名、市議会議員1名、運動の支援組織1名の計15名に対する聞き取り調査、および維持管理活動やイベント等の参与観察を計6回実施した。

## 結果と考察

一連の運動の分析から、運動の担い手となる市民組織の形態が、①隣接自治会、②周辺自治会の連合体、③任意参加による有志の組織へと変化していることが明らかになった。また、対象地における現在の活動は、頻度・動員人数ともに充実しており、その背景には長年の開発反対運動により醸成された市民個人の想いや責任の強さがあると考察された。しかし、この想い・責任の強さゆえに市民組織が一元化されず、考えの異なる複数の組織が併存しているという課題が存在した。市民主体による都市林の維持管理体制の構築にあたっては、市民の想い・責任の向上を目的とした制度設計が求められるが、同時に、市民組織内外の円滑な連携を促すその他の要因についても検証が必要であると考えられた。

## 引用文献

- (1) 高橋理喜男「序章」林業経営研究所『都市林』農林出版，1972年，1～4頁
- (2) 土屋俊幸「森林における市民参加論の限界を超えて」『林業経済研究』Vol. 45(1)，1999年，9～14頁

（連絡先：平原 俊 50011537015@st.tuat.ac.jp）